

大阪市廃棄物減量等推進審議会
第 5 回 手数料あり方検討部会 資料2

**ごみ処理手数料のあり方に関するこれまでの検討状況と
部会報告の方向性について(案)**

1. ごみ処理手数料の現状と課題について

【概要】

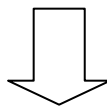
- ・ ごみ処理手数料は、条例で定められているが、ごみ処理手数料にかかる規定は平成 4 年度に改正して以降、現在に至っている。この間、社会状況が変化し、ごみの減量、資源リサイクルの推進がますます重要な課題となっている。
- ・ 現行のごみ処理手数料については、他都市と比べ安価で、かつ処理原価から乖離している状態が続いているため、ごみ減量・リサイクルを促進する観点からは、経済的インセンティブが十分に機能していないのではないかという懸念がある。
- ・ 検討にあたっては、現行の手数料は改定後 16 年以上を経過したという状況を踏まえながら、物価変動等に伴う単なる改定でなく、ごみの減量、リサイクルを推進するために、負担のあり方（金額設定の考え方や対象者）を含めた手数料体系全般の見直しを行う必要がある。

【委員からの意見等】

- ごみ処理手数料のあり方の検討にあたっては、「排出事業者責任の徹底」や「受益と負担の公平性の確保」が基本である。
- 最終の目的は事業系ごみの減量であり、経済的インセンティブの発動という観点からの手数料の見直しは、有効な手段となり得る。

【許可業者からの意見】

- ◇ 百年に一度の経済不況と言われているこの時期に、ごみ処理手数料のあり方等の変更は、排出事業者等に与える影響が大きいため、慎重な取り扱いがなされるべきである。



【部会報告の方向性（案）】

大阪市のごみ処理手数料は、平成 4 年度にごみ処理手数料にかかる規定を改正して以降、許可業者に対する減額措置の改定・廃止は行っているものの基本的には変わっていない。

この間の社会状況等の変化を踏まえ、「排出事業者責任の徹底」や「受益と負担の公平性」の観点から、ごみ減量を目的とした「新たな手数料体系」が必要である。

2. 個別課題の検討について

(1) 適正な処理手数料

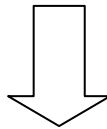
〔① 手数料設定の考え方〕

【概要】

- ・ ごみ処理手数料の設定については、地方自治法第 227 条の規定や排出事業者責任を踏まえるべき。
- ・ ごみ処理原価を基準にして、役務の提供から受ける利益、施策（減量）の効果を勘案して設定することが望ましい。

【委員からの意見等】

- 排出事業者責任は、全ての事業系廃棄物に徹底すべきものである。
- 地方自治法第 227 条の規定や排出事業者責任の観点から、ごみ処理原価が基準となるが、役務の提供から受ける利益や政策の効果等を勘案して手数料を設定することも可能と思われる。
- 原価主義ということを基本として、排出事業者に対してある程度負担を求めていくべきではないか。
- あるべき手数料水準の検討にあたっては、ごみ減量効果の予測が必要である。



【部会報告の方向性（案）】

排出事業者責任やごみ減量に対するインセンティブなどの観点から、ごみ処理原価を基準として、役務の提供から受ける利益や施策（減量）の効果等を総合的に勘案し、手数料の水準を決定すべきである。

〔② 手数料とごみ処理原価〕

【概要】

- ・ 平成 19 年度原価は、普通ごみの処理原価は 37,542 円/トン、焼却処理原価で 11,711 円/トンであり、定日収集の※処理手数料 180 円/10kg（18,000 円/トン）、処分手数料 58 円/10kg（5,800 円/トン）と乖離している。

※処理手数料：大阪市がごみを収集した場合のごみ処理にかかる手数料

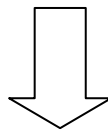
（収集運搬・焼却・埋立）

処分手数料：焼却工場等の処理施設へ搬入されたごみの処分にかかる手数料

（焼却・埋立）

【委員からの意見等】

- 大阪市における原価の算定方法や他都市との比較から、具体の手数料の設定にあたって処理原価を基準とすることは概ね妥当と考える。
- 処理原価をもとに、現行 58 円/10kg の処分手数料を改定した場合、手数料の改定幅はかなり高くなるが、一方、重量の換算基準を 1/3 から 1/5 に変更することによりごみ袋 1 袋あたりのアップ率は緩和される。
- 原価を基準に手数料を設定する場合は、その前提条件として、事業の効率化、特に処理処分コストの削減が重要である。
- 原価主義を基本とするならば、破碎処理する場合には、別途処分手数料の設定を考えるべきではないか。
- 事業系の大型ごみは、産業廃棄物にあたるとものが多いと思うので、事業系の一般廃棄物で破碎に搬入するようなものは本来あまりないのではないか。



【部会報告の方向性（案）】

ごみ処理手数料の設定については、ごみ処理原価を一応の基準とすべきであるが、具体の手数料設定にあたっては、大阪市には原価の低減に向けたごみ処理事業の効率化がまず求められる。

また、原価主義を基本とするならば、破碎処理する場合には、別途処分手数料の設定することも検討すべきである。

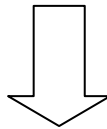
〔③ ごみ減量の効果〕

【概要】

- ・ 他都市と比べ処分手数料が安価で、事業系ごみの減量・リサイクルに対する経済的インセンティブが働きにくい状況にある。
- ・ 他都市の事例によれば、手数料改定により大きなごみ減量効果を挙げている都市では、手数料改定時に何らかの減量施策（例：焼却工場における搬入物チェックの強化など）を実施している。

【委員からの意見等】

- 重量の換算基準を変更した場合、「重量」と「容量（積）」のどちらを排出者が認識しているかによって、手数料の改定によるごみ減量効果は異なってくる。
- ごみを排出する際、多くの事業者は「重量」よりも袋等のボリュームを目安としてごみを排出していると思われる。
- 事業系ごみの減量・リサイクルを促進することは、ごみ処理にかかる排出事業者の負担を緩和することにもつながる。
- ごみ減量の効果を得るためには、手数料の改定だけでなく、事業系ごみの減量を促す他の施策も併せて実施すべきだ。



【部会報告の方向性（案）】

他都市の事例を見ると、ごみ減量効果を得るためには、手数料改定の際に、資源化物の搬入禁止や指定袋制といった他の施策を併せて実施していることがわかる。

また、これらの施策の実施はごみ減量を促すため、結果として、排出事業者にとってもごみ処理費用負担の緩和につながるので、手数料を改定する際には、紙ごみのリサイクルルートを確保する等の事業系ごみの減量施策を同時に実施することも検討すべきである。

（２）

無料収集の範囲

【概要】

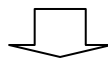
- ・ 排出事業者責任の徹底の観点から家庭系・事業系は明確に区分することが望ましい。
- ・ 事業系については排出事業者の負担を求めるべきであり、排出日量 10kg 未満事業所の無料規定も見直すことが望ましい。
- ・ その場合、家庭系と事業系ごみが併せて排出されている住居併設事業所の取扱いをどうするかについても検討が必要になる。

【委員からの意見等】

- 住居併設事業所にあっても、家庭系のごみと事業系のごみは区分して排出を求めることが基本となると考える。
- 家庭系と事業系のごみを分け、事業系は少量であっても排出事業者の負担を求めるべきであり、住居併設事業所への対策として、無料収集の条件・範囲を設定することは考え方が矛盾するのではないか。
- 排出日量 10kg 未満事業所から排出されるごみの量については、ごみ全体に占める割合が少なく、ごみ減量という意味ではあまり効果はないが、無料収集制度を廃止しなければ、実際多量に排出しているのに少量と偽る排出事業者が出てくるといった問題がある。

【許可業者からの意見】

- ◇ 排出日量 10kg 未満事業所の有料化は、排出事業者の公平性確保の観点や、大阪市の財政状況等から早期に実施するべきである。
- ◇ 現在の許可業者の体制で、全ての排出日量 10kg 未満事業所のごみを収集輸送することは可能であるが、その際には、収集運搬料金（手数料の上限）を提示してほしい。



【部会報告の方向性（案）】

排出事業者責任の徹底や、公平性確保の観点から、事業系については排出日量 10kg 未満事業所の無料収集は、原則廃止すべきである。また、住居併設事業所においても家庭系ごみと事業系ごみの区分排出を求めるべきである。

なお、排出日量 10kg 未満事業所の事業系ごみの収集を、直営で引き続き行う仕組みを残すか、許可業者が対応するかについては、大阪市が主体的に判断すべき事項であると考ええる。

手数料の徴収

【概要】

- ・ 排出事業者責任の徹底の観点から、ごみ処理にかかる費用を排出事業者が直接負担するような方法が望ましい。
- ・ 排出事業者が直接負担するような方法のひとつとして、他都市においては有料指定袋制が導入され、ごみ減量にも効果を挙げている。
- ・ 有料指定袋制には、排出事業者が支払う処分手数料の明確化などのメリットがある一方、指定袋の使用が困難な排出事業者の取扱いなどの課題がある。

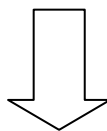
【委員からの意見等】

- 有料指定袋制の実施については、許可業者の協力が必要不可欠である。
- 有料指定袋制の導入は、これまでのシステムを大きく変えることになり、排出事業者への十分な周知が必要になる。
- また、この時に紙のリサイクル方法等を併せて周知すれば、ごみの減量が進むとともに、排出事業者の負担感も緩和され、制度変更が受け入れられやすくなると考える。
- 指定袋で排出することが困難なごみには、本来、産業廃棄物にあたるものもあると考えられることから、まず、適正区分・適正処理の徹底を図るべきである。
- 2R あるいは 3R を推進するために指定袋を導入するのだから、あまり例外規定は作るべきでなく、排出事業者にもある程度努力を求めるべきではないか。
- 指定袋の導入にあたっては、市として、排出事業者と許可業者にしっかり PR を行うなどルールの徹底に向けた努力を積極的に行う必要がある。

【許可業者からの意見】

- ◇ 排出事業者との契約では、処分手数料と収集運搬手数料の内訳は明示されていない。
- ◇ 平成 4 年以降の手数料の改定について、改定分の転嫁が円滑に行われたとは考えていない。
- ◇ 指定袋での排出が難しい場合として、機械式ごみ貯留装置を設置している建物や、飲食店等で発生する含水率が高いごみ、袋にあまり入らないダンボールなどがある。
- ◇ 徴収方法の変更は、大きな転換であり、行政が排出事業者等に対し

- 時間をかけて丁寧な周知を行い、納得、了解のもとで進めてほしい。
- ◇ 有料指定袋制の導入(容量[積]を目安とした手数料の徴収)は、現在、重量に基づき契約している排出事業者の間に、混乱を生じさせる恐れがある。



【部会報告の方向性（案）】

現行の制度では、排出事業者が処分手数料と収集運搬手数料が明確に認識できない場合があり、また、手数料の改定にあたって改定分の排出事業者への転嫁も難しいなど、排出事業者責任の徹底という観点から問題があるのではないかと考える。

有料指定袋制度は、排出事業者が直接処分手数料を負担するというメリットがある一方で、いくつかの課題もある。これらの課題に対しては他都市の先行事例を参考に、有料指定袋による排出方法によりがたい場合の基準を整理するとともに、有料指定袋との混載不可を徹底したうえで、従来と同様の搬入重量による処分手数料を別途請求するといった例外措置を検討する必要がある。

しかしながら、一方で有料指定袋制の実施は、指定袋の使用を通じて排出事業者に対して適正区分・適正処理を訴え、ごみの減量を促すことを目的とするものであるから、例外措置の設定は必要最小限にとどめるべきと考える。

なお、有料指定袋制の実施については、ごみ処理手数料にかかるこれまでの徴収方法の大きな変更となることから、行政が責任を持って排出事業者等への周知徹底を行う必要があると考える。

排出量の認定基準

【概要】

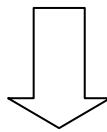
- ・ 条例における手数料算定の単位は重量となっているため、直営が受託収集する場合の処理手数料の認定は、比重を $1/3$ ($1\text{リットル}=0.33\text{ kg}$) としてごみ袋等の容量（積）を重量に換算しているが、実重量との相違があり、排出者にもわかりにくい。
- ・ 他の政令指定都市では、手数料の算定を容量（積）で規定している都市が半数程度あり、比重は 0.2 程度としている都市が多い。

【委員からの意見等】

- 平成 19 年度事業系ごみ排出実態調査の結果からは、現行の $1/3$ 比重を続けるのは適切でないと思われる。また、業種別に比重を設定するのは難しく、かえって非効率であると考ええる。
- 比重 0.2 への変更案については、家庭系ごみの組成調査や事業系ごみ排出実態調査の結果、並びに他都市比較から見て概ね妥当と思われる。

【許可業者からの意見】

- ◇ 契約の単位は、重量、袋数、容積等様々であるが、原則は市の認定基準（ $1/3$ の比重換算）に則り契約している。
- ◇ 業種によってごみの比重が異なるため、有料指定袋制の実施により排出事業者間に不公平感が生まれることも想定されることから、換算率の $1/3$ から $1/5$ への変更は、もっと時間をかけて議論すべきである。



【部会報告の方向性（案）】

有料指定袋制を実施する場合であっても、ごみ処理手数料の算定基準が「重量」であることに変わりがないことから、容量（積）を重量に換算するための係数が必要となる。

この換算の際に用いる比重については、家庭系ごみの組成調査や事業系ごみ排出実態調査の結果、他都市の事例から見て「 0.2 」が概ね妥当ではないかと考えられる。

その他の課題

〔① 許可業者が収集するアパート・マンションについて〕

【概要】

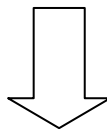
- ・ 事業系ごみについて有料指定袋制を実施する場合、同じく許可業者が収集しているアパート・マンションのごみの取扱いについて検討する必要がある。

【委員からの意見等】

- 許可業者にアパート・マンションのごみ収集を依頼することは、管理者・居住者にとって便利な面があり、有料で処理するという選択を認めることもひとつの考え方である。
- しかし、有料であるがいつでもごみを排出できるという状態は、ごみ減量の観点から必ずしも好ましい状況ではない。
- アパート・マンションのごみについては、事業系ごみとの混載禁止を徹底した上で、あくまでも家庭系ごみとして無料にしておくべき（有料指定袋制の対象外とすべき）である。

【許可業者からの意見】

- ◇ アパート・マンションのごみは家庭系のごみであるが、様々な事情から市民のニーズがあり、今後も有料で対応していきたい。
- ◇ 定曜日収集に対応できるだけの広さのごみ置き場がない建物や、管理状態が悪く衛生上毎日収集が必要な場合がある。
- ◇ 多くの許可業者は事業系の廃棄物と混載して収集しており、また、そうせざるを得ない実情がある。



【部会報告の方向性（案）】

アパート・マンションについて、有料で処理するという選択を認めることもひとつの考え方であるが、ごみ減量・分別の促進といった観点からは、定曜日収集やごみの分別について、市民の理解・協力を得るよう大阪市は努力する必要がある。

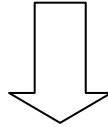
一方、アパート・マンションのごみは家庭系であり有料指定袋制の対象外とすべきである。

そのため、許可業者がアパート・マンションのごみを引続き収集するためには、混載禁止を担保する措置が必要である。

〔② その他の指摘事項〕

【委員からの意見等】

- 排出日量 10kg 未満事業所の有料化や有料指定袋制を実施した場合、不法投棄の増加や、減量後のリバウンドが他都市では見られている。



【部会報告の方向性（案）】

大阪市においては、不法投棄に対する対策や、リバウンドにより減量効果が一時的なもので終わることのないような手数料水準の設定等について総合的な見地からの検討が必要である。